



発行 東京都

目次

80

規則

○東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例の施行期日を定める規則……………(交通局)……………一

○東京都交通局組織規程の一部を改正する規程……………一

○東京都交通局荒川電車営業所処務規程の一部を改正する規程……………二

○東京都交通局車両検修場処務規程の一部を改正する規程……………二

○東京都交通局工務事務所処務規程の一部を改正する規程……………二

○東京都交通局地下鉄改良工事事務所処務規程の一部を改正する規程……………三

○東京都交通局保線管理所処務規程の一部を改正する規程……………三

○東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程……………三

○東京都交通局電気管理所処務規程の一部を改正する規程……………三

○東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………三

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三

○東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程……………四

○東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程……………四

○東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程……………五

○東京都交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程……………五

規則

東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第六十二号

東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例の施行期日を定める規則

東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例(令和五年東京都条例第六十九号)の施行期日は、令和五年十二月二十八日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規程(交)

●交通局規程第五十三号

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久我英男

東京都交通局組織規程の一部を改正する規程

東京都交通局組織規程(昭和三十七年交通局規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の表総務部の部財務課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同部安全対策推進課の項第二号並びに同表電車部の部管理課の項第一号及び第二号中「、懸垂電車」を削り、同部営業課の項第一号から第三号までの規定中「、懸垂電車」を削り、同項第六号中「及び懸垂電車」を削り、同項第七号及び第八号中「、懸垂電車」を削り、同部運転課の項第一号から第六号まで、同表車両電気部の部管理課の項第一号から第二号の二まで及び同部車両課の項第一号から第五号までの規定中「、懸垂電車」を削り、同部電力課の項第一号中「、懸垂電車」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「、懸垂電車」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号中「、懸垂電車」を削り、同号を同項第五号とし、同部信号通信課の項第一号から第三号までの規定中「、懸垂電車」を削り、同表建設工務部の部管理課の項第三号中「懸垂電車及び」を削り、同部計画改良課の項第八号中「、懸垂電車」を削り、同部保線課の項第三号中「懸垂電車及び」を削る。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十四号

東京都交通局荒川電車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局荒川電車営業所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局荒川電車営業所処務規程(昭和二十七年交通局規程第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び東京都懸垂電車」を削る。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十五号

東京都交通局車両検修場処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局車両検修場処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局車両検修場処務規程(昭和五十三年交通局規程第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局志村車両検修場の項場の所管車両の欄を次のように改める。

東京都電車の車両

東京都地下高速電車三田線の車両

東京都日暮里・舎人ライナーの車両

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十六号

東京都交通局工務事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局工務事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局工務事務所処務規程(昭和四十八年交通局規程第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「東京都懸垂電車及び」を削り、同条第二号中「、東京都懸垂電車」を削る。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十七号

東京都交通局地下鉄改良工事事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局地下鉄改良工事事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局地下鉄改良工事事務所処務規程（平成二十八年交通局規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「東京都懸垂電車及び」を削る。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十八号

東京都交通局保線管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局保線管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局保線管理所処務規程（昭和四十四年交通局規程第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十九号

東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局電気総合管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局電気総合管理所処務規程（平成二十二年交通局規程第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号、第四号及び第七号中「、東京都懸垂電車」を削る。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十号

東京都交通局電気管理所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局電気管理所処務規程の一部を改正する規程

東京都交通局電気管理所処務規程（平成十一年交通局規程第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「及び東京都懸垂電車（以下「東京都電車等」という。）を削り、同項第二号中「東京都電車等」を「東京都電車」に改める。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十一号

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の職名に関する規程（昭和四十六年交通局規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「モノレール運転 自動車運転」を「自動車運転」に改める。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十二号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一電車部の部電車営業所の項中

運転業務に従事する職員	普通勤務ハ
懸垂電車区の職員	普通勤務ロ

運転業務に従事する職員

改め、同表車両電気部の部車両検修場の項中「及び懸垂電車の保守に従事する職員」を削る。

別表第二普通勤務の部ロの項中「電車営業所懸垂電車区及び」を削る。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十三号

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程(平成十二年交通局規程第二二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「、地下高速電車及び懸垂電車」を「及び地下高速電車」に改める。

別表二危険の項中「、深層四メートル以上の坑内又は懸垂電車の走路上」を「又は深層四メートル以上の坑内」に改める。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十四号

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局職員制服規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員制服規程(昭和三十八年交通局規程第九十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部電車部に属する職員の款イの項中「及びモノレール運転」を削る。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十五号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計事務規程(昭和三十年交通局規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「、二の項第二号から第四号まで」を削る。
 第五十六条第一項中「電車営業所、駅務管区及び日暮里・舎人営業所にあつては」及び「懸垂電車の駅にあつては翌日(翌日が懸垂電車の休業日に当たる場合にあつては、翌々日)」を削る。

第二百二十条の二の表交通事業会計の項中

新交通事業
懸垂電車事業

を
新交通事業

に改める。

別表第二中

二 課長代理(懸垂電車区長) 懸垂電車係員のうち局長が指名する者

一 懸垂電車の旅客運賃
二 事故金、過剰金その他これに類する収納金
三 釣銭準備金の受払及び保管
四 有償領布物の代金

二 削除

改める。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十六号

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程(昭和三十九年交通局規程第十九号)

の一部を次のように改正する。

第三条中「、懸垂電車の駅」を削る。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十七号

東京都交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程

東京都交通局遺失物取扱規程(昭和三十三年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、懸垂電車」を削る。

第三条第一項中「乗務員、運輸係員、駅務管区係員及びその他の係員を含む。」を削り、「遺失物取扱員」を「係員」に改め、同条第二項中「遺失物取扱員」を「係員」に改め、同条第三項中「遺失物取扱員」を「係員」に改め、「その旨を」の下に「事業所の」を加える。

第六条中「第三条に規定する」を削り、同条ただし書中「鎖錠」を「施錠」に改める。

第七条中「金庫」を「施錠できる保管庫」に改める。

第十条中「及び遺失物の特徴、内容等」を「、遺失物の種類及び特徴その他必要な事項」に、「搜索し」を「、搜索し」に改める。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十八号

東京都交通局記念乗車券規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局記念乗車券規程の一部を改正する規程

東京都交通局記念乗車券規程(昭和六十年交通局規程第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第五条第二項中「、第五号又は第六号」を「又は第五号」に改め、同条第四項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

第六条第七項を削り、同条第八項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改め、同項を同条第七項とする。

第七条第一項中「第六号まで」を「第五号まで」に改め、同項第二号中「、第四号及び第六号」を「及び第四号」に改め、同条第三項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

第八条第三項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に、「、地下高速電車又は懸垂電車」を「又は地下高速電車」に改める。

第九条第二項中「第三条第七号」を「第三条第六号」に改める。

第十一条中「、東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号)及び東京都懸垂電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十九号)」を「及び東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号)」に改める。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十九号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日

本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程の一部を改正する

規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程(昭和六十三年交通局規程第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「、座席定員制」を「及び座席定員制」に改め、「及び懸垂電車」を削る。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第七十号

東京都懸垂電車条例施行規程を廃止する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都懸垂電車条例施行規程を廃止する規程

東京都懸垂電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十九号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第七十一号

東京都交通局懸垂電車係員規程を廃止する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局懸垂電車係員規程を廃止する規程

東京都交通局懸垂電車係員規程(昭和六十年交通局規程第十四号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

●交通局規程第七十二号

東京都懸垂電車実施基準管理規程を廃止する規程を次のように定める。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都懸垂電車実施基準管理規程を廃止する規程

東京都懸垂電車実施基準管理規程(平成二十年交通局規程第七十一号)は、廃止する。

附則

この規程は、令和五年十二月二十八日から施行する。

告 示 (交)

●交通局告示第四号

昭和三十九年交通局告示第十五号(東京都懸垂電車の路線の名称及び区間)は、令和五年十二月二十八日限り廃止する。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

●交通局告示第五号

昭和五十年交通局告示第二号(東京都懸垂電車運輸営業の休止)は、令和五年十二月二十八日限り廃止する。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

●交通局告示第六号

令和元年交通局告示第七号(東京都懸垂電車運輸営業の一時休止)は、令和五年十二月二十八日限り廃止する。

令和五年十二月十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

